

国際的な情報の流れが加速される中で、放送事業者は番組スタッフの創造的自発性に依存することがますます多くなっている。それにふさわしい、自由な空間を組織体の内部に創り出すことは、番組の「質」という点からいっても重要な意味を持っている。日本の放送事業者も東西の冷戦時代に定式化された、硬直した「編集権」観念の呪縛から自らを解き放して、新たな理念に基づく内部組織の再構築をはかる必要に迫られている。ドイツでの「編集者綱領」はそのための興味ある素材を提供しているように思われる。

[注釈]

この報告は、97年度特別研究期間に行った調査報告の一部である。取材の際にお世話になった次の機関にお礼申しあげる。西部ドイツ、北ドイツ、プレーメンの各放送協会の編集者委員会、法規室、資料室、ハンス・ブドウ研究所の図書室。

①多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会編『放送多チャンネル時代』日刊工業新聞社、1997。

この報告書の中間報告へのコメントとしては、石川明「番組編集責任の国際比較」『放送批評』1996.9.がある。

②矢沢章二「放送と人権等権利に関する委員会の機能と役割」『月刊民放』1997。

③花田達朗「メディア制度の閉塞と倫理の召喚」『法と情報』信山社 1997。

④市村 元「日本民間放送連盟報道指針作成検討部会における論議」『月刊民放』1997.8。

新聞労連他編『新聞人の良心宣言』新聞労連、1997。

⑤「内部的放送の自由」の関連文献としては、次のものがある。

石川 明「編集綱領運動と内部的放送の自由」『放送学研究』1972。

石川 明「放送における制度的参加」『NHK 放送文化研究年報』1973。

石村善治「経営権と編集権」石村善治『言論法研究Ⅲ』信山社 1993。石村論文には北ドイツ放送協会の編集者綱領（1973.6.25. 施行）の全訳が収められている。

浜田純一「編集の自由とプレスの内部的秩序」浜田純一『メディアの法理』日本評論社 1990。

第8次新聞法制研究会『新聞の編集権』日本新聞協会、1986年

今回の調査期間中に、北ドイツ放送協会の編集者委員会と編集者総会（いずれの会合も、97年9月23日に開催）への出席の機会を得たが、編集者総会ではラジオ番組の再編成の放送現場への影響やラジオのデジタ

ル化がフリーの番組スタッフの労働条件の悪化が議題として取り上げられ真剣な討論が行われていた。

⑥ドイツ語圏での新聞・放送の「編集綱領」の状況の比較的最近の状況を概観し、関連資料を収めたものには次の本があるが、北ドイツ、プレーメンの現行の編集者綱領は未収。

K. H. Arnold; Mitbestimmungsformen in Medienbetrieben des deutschsprachigen Raums, Universitätsverlag Dr. N. Brockmeyer, 1991。

⑦石川 明「放送の社会的規制」『文研月報』1975年2月 Rüdiger Hoffmann, Die Entwicklung von Organisation- und Machtstrukturen im Westdeutschen Rundfunk Köln und das Selbstverständnis Programmachcher, 1972

⑧Ansgar Skriver; Schreiben und schreiben lassen, Verlag C. F. Müller, 1970

同書には、初期の編集者綱領のテキストが収められている。

⑨バイエルン放送協会の「番組スタッフに関する執務上の指示」は、注⑥の文献に、また、西部ドイツ放送協会の「参加規則」は、C. Holtz-Bach, Mitspracherechte für Journalisten, Studienverlag Hayit, 1986. に収載。

⑩Redakteurstatut des Westdeutschen Rundfunks vom 25. 8. 1987. M. Stock, Landesmedienrecht im Wandel~Eine Zwischenbilanz am Beispiel Nordrhein-Westfalens~ C. H. Beck', 1986. S. 61ff. 西部ドイツ放送法の改正点についての示唆的な指摘が見られる。

⑪編集綱領が締結された放送協会としては、ほかに、ザール、ブランデンブルクがある。

⑫Redakteurstatut für den Norddeutschen Rundfunk (1995.1.1. 発効)

⑬Dienstvereinbarung über ein Redakteurstatut (1995年12月13日, 締結)

⑭注⑥. Ibid.S.96.ff. この本の著者が直接放送協会の責任者に対して問い合わせている。

⑮Runfunk und Fernsehen 1973/2~3S.261.

⑯浜田純一「Innere Freiheitと自己規制」『ジュリスト』1994、(No1017)。

⑰浜田純一注⑤の論文、及び同氏の『情報法』、有斐閣、1993、p. 54以下。

⑱W. Hoffmann=Riem, Redaktionsstatute im Rundfunk, Nomos Verlag. 1972.

Ein Redaktionsstatut für den NDR, *Rundfunk und Fernsehen*, 1972, Heft 3.

Ein erster Erfolg des Bemühens um Rundfunk-Redakteurstatute, *Rundfunk und Fernsehen*, 1973, Heft 2~3.

⑲佐藤慶幸「プロフェッションの組織論的アプローチ」